

秋田県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

第1 目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的とする。

第2 実施機関

保健・疾病対策課及び各地域振興局福祉環境部

第3 事業内容

1 秋田県慢性疾病児童等地域支援協議会設置運営

(1) 目的

小慢児童等の健全育成を図るとともに、小慢児童等及びその家族が、慢性疾病を抱えていても、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、その支援内容等に関する関係者等の意見を聴取し、協議することを目的に設置する。

(2) 実施機関

保健・疾病対策課

(3) 構成員

医療機関関係者、教育機関関係者、就労支援機関関係者、患者・家族会関係者等

(4) 開催回数

年1回または2回

2 相談支援

(1) 目的

小慢児童等とその家族について、適切な療養の確保、自立心の確立、必要な情報の提供等の便宜を供与することで、日常生活上での悩みや不安等の解消、小慢児童等の健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

(2) 実施機関

各地域振興局福祉環境部

(3) 実施内容

① 療育相談指導

医療機関からの療育指導に関する連絡に基づき、小慢児童等の家族に対して家庭

看護、食事・栄養及び歯科保健に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に関し必要な内容について相談を行う。

② 学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供

小慢児童等を受け入れる学校、企業等への相談援助、疾病について理解促進のための情報提供・周知啓発等を行う。

③ その他の相談への対応

小慢児童等、その家族及びその他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行う。

(4) 小児慢性特定疾病児童等療育指導（結果）連絡票の活用

小慢児童等に対して適切な療育を確保するため、指定小児慢性特定疾病医療機関との連携を図り、適切な療育を行うため次に掲げる連絡票の活用を図る。

① 小児慢性特定疾病児童等療育指導連絡票

医療機関は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請時において、小慢児童等に対する保健指導が必要と認めた時、療養上の問題点、福祉環境部において実施を希望する指導事項等を記入した「小児慢性特定疾病児童等療育指導連絡票」（様式1-1）に小児慢性特定疾病医療意見書を添付して提出することができる。また、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請時以外において、医療機関が必要と認めた時、指導事項等がある対象児童の保護者又は成年患者（法第6条の2第2項第2号に規定する成年患者をいう。）を経由して医療意見書を添付せずに「小児慢性特定疾病児童等療育指導連絡票」（様式1-2）を小慢児童等の居住地を管轄する福祉環境部長あて提出することができる。

なお、「小児慢性特定疾病児童等療育指導連絡票」（様式1-1、様式1-2）は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する診療情報提供料（I）の算定要件の対象となるものである。

② 小児慢性特定疾病児童等療育指導結果連絡票

「小児慢性特定疾病児童等療育指導連絡票」の提出を受けた福祉環境部長は、療育指導等の結果、指導した事項や今後の援助計画等を記入した「小児慢性特定疾病児童等療育指導結果連絡票」（様式2）を医療機関あて送付するものとする。

3 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援

(1) 目的

小慢児童等の自立が円滑に進むよう、小児期から成人期にかけて切れ目のない支援を行う必要がある。

このため、小児慢性特定疾病児童等自立支援員（以下「自立支援員」という。）による各種支援策の利用に向けた関係機関との連絡調整等を実施することにより、小慢児童等の自立促進を図る。

(2) 実施機関

各地域振興局福祉環境部

(3) 実施内容

自立支援員は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を担当する者とし、次の業務を行う。

- ① 自立支援に係る各種支援策の利用に向けた関係機関との連絡調整等
小慢児童等の状況、希望等を踏まえ、自立・就労に向け、地域における各種支援策の活用についての情報提供等を行い、実施機関との調整を実施する。
- ② 秋田県慢性疾病児童等地域支援協議会への参加
秋田県慢性疾病児童等地域支援協議会に参加し、必要に応じ取組の報告等を行う。

(4) 個別支援の対象

小慢児童等の健康、教育等の状態に照らして、成人期に、生活の自立や一般就労が可能と考えられる児童等のうち、本人の希望を踏まえ、円滑な自立・就労への移行のために、個別支援を行うことが必要と考えられる者を主な対象とする。

第4 実績報告

福祉環境部長は第3の2及び3の事業を完了したときは、すみやかに実績報告書（様式3）を保健・疾病対策課あて提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し、令和4年4月1日から施行する。